

「明日の西湘海岸を考える懇談会」規約

(名 称)

第1条 本懇談会は「明日の西湘海岸を考える懇談会」（以下、「懇談会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本懇談会は、防災、環境、利用など様々な観点から、これからの西湘海岸のあり方について意見交換を行うとともに、国及び神奈川県が実施する海岸保全対策に関する情報共有を図ることを目的とする。

(対象範囲)

第3条 検討会の対象範囲は、国による直轄海岸保全事業の範囲である大磯港から酒匂川までの約13 km間とする。ただし、西湘海岸が酒匂川からの土砂供給で形成、維持されていることや周辺の海岸及び海底地形の影響を鑑み、対象範囲と関わりのある事象についても対象とする。

(組織構成)

第4条 懇談会は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 懇談会に座長を置き、座長は、会務を総括し、懇談会を代表する。
- 3 座長が職務を遂行できない場合は、座長からあらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 4 座長は、委員の互選により選出する。

(会議の招集等)

第5条 懇談会は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 懇談会資料及び議事要旨は速やかに公開するものとする。

- 2 議事要旨は、懇談会の了解を得て公開するものとする。
- 3 別に定める懇談会傍聴規定により傍聴するものとする。

(事務局)

第7条 懇談会を運営するため、事務局を以下の機関に置く。

- (1) 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所海岸課
- (2) 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が委員に諮る。

附則 この規約は、平成27年3月25日から施行する。

平成28年1月27日	一部改定
平成29年3月29日	一部改定
平成31年1月31日	一部改定
令和 2年1月23日	一部改定
令和 3年2月26日	一部改定
令和 5年1月27日	一部改定